

日本脳炎ワクチン **2期** 予防接種の説明書

【令和8年度版】

対象者 9歳のお誕生日の前日から13歳未満（誕生日の前日までの間）の人で、日本脳炎の1期接種（3回）を完了している人が望ましい

※既に1期（3回）と2期（1回）の計4回接種（任意接種含む）がすすんでいる人は、接種不要です。
まだ、1期（3回）を完了されていない場合も2期の接種は可能ですが、1期（3回）、2期（1回）の合計4回の接種が望ましいため、不足分は任意(有料)となります。

接種期間 9歳のお誕生日の前日から13歳の誕生日の前日までの間

1. 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介します。ヒトからヒトへの感染はありません。7～10日の潜伏期間の後に、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の症状を示す急性脳炎になります。

日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100～1,000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

国内での患者発生は西日本地域が中心ですが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に多く発生していましたが、予防接種の普及、環境の変化などで患者数は減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

2. 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)について

現在国内で使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し(不活化)、精製したものです。

副反応は、接種局所の紅斑、硬結、腫脹(はれ)、全身症状として主なものは発熱で高頻度にみられます。(製造会社添付文書及び厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会予防接種基本方針部会から)

重い副反応はなくても、機嫌が悪くなったり、腫れが目立つときなどは医師に相談してください。

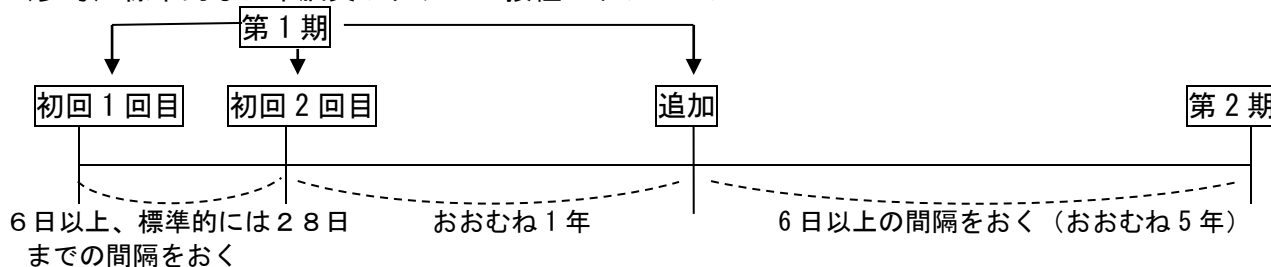
3. 接種スケジュール

※具体的な接種間隔等については、接種医師と相談してください。

(1) 第2期：9歳以上13歳未満で1回接種

※第2期は、第1期追加接種の終了後、6日以上の間隔あれば接種可能ですが、通常、第1期接種終了後おおむね5年の間隔をあけて接種することが望ましいとされています。

(参考) 標準的な日本脳炎ワクチンの接種スケジュール



4. 予防接種を受けることができない人

下記に当てはまる人は、本ワクチンを接種できません。該当すると思う場合は、必ず接種前に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱（通常 37 度 5 分以上）をしているお子さん
- 重い急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- 急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さん
- 本ワクチンに含まれている成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかなお子さん。
- その他、医師が不適切な状態と判断した場合

5. 予防接種を受ける際に注意が必要な人

以下に該当するお子さんがいると思われる保護者は、主治医に必ず前もって診察をうけ、予防接種を受けるかどうかを判断してもらい、受ける場合にはその医師のところで接種を受けるか、あるいは意見書をもらってから予防接種を受けるようにしましょう。

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- 過去の予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた場合及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
- 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん
- 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の人がいるお子さん
- 本ワクチンの成分に対し、アレルギーが起こる可能性があるお子さん

6. 接種を受けた後の注意点

- ① 予防接種を受けたあと 30 分間は、医療機関で接種後の様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ② 接種後 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。
入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種健康被害救済制度について

- 予防接種では、健康被害（病気になったり障害がのこったりすること）が起こることがまれにあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審査し、予防接種によるものと認定された場合には給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、泉佐野市こども家庭課へご相談ください。

8. その他の注意事項

- 泉佐野市から転出された場合は、泉佐野市の予診票は使えません。
予防接種当日に、泉佐野市に住民登録のない場合の接種費用は全額自己負担となります。
くわしくは、転出先の市町村にお尋ねください。
（注）転出した日は手続きの時間に関わらず、当市の住民登録はありませんのでご注意ください。
- 予防接種は法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると、任意接種（有料）となります。